

委託契約書

委託者 香美市(以下「発注者」という。)と、受託者(以下「受注者」という。)とは、自家用有償旅客運送による香美市営バスの運行について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 発注者が受注者に委託する業務(以下「委託業務」という。)は次のとおりとする。

(1) 下記の区間の市有バス(以下「バス」という。)による、自家用有償旅客運送による香美市営バスの運行業務。

名 称	運 行 区 間	区間距離	使用車両
あけぼの 街道線	香美市土佐山田町	11.5 Km	高知200さ 805

(2) 上記の区間のバス運行に伴う運賃の利用者からの徴収と徴収した運賃の収納。

(3) 前各号の業務に付随する業務。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(バスの運行期間)

第3条 受注者が、バス運行を行う時間は、別に発注者が定める運行表によるものとする。

(信義、誠実の義務および安全運転の義務)

第4条 受注者は、委託業務の処理にあたっては、安全運転に徹するとともに、車両の点検等管理、乗員の労務管理、公共輸送に従事するための教育等については、細心の注意をはらい、利用者に対するサービスの向上に努めなければならない。

(委託料)

第5条 発注者は、受注者が委託業務を処理するために要する経費(以下「委託料」という。)として、円(月額) 円(内消費税 円)を受注者の請求に基づき、契約の翌月から毎月均等に支払うものとする。

(バスの目的外使用禁止)

第6条 受注者は、バスを委託業務以外の目的に使用してはならない。

(委託業務責任者および運行管理者の選任等)

第7条 受注者は、委託業務を処理するため、委託業務責任者および道路運送法第23条第1項の規定により、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理させるために運行管理者を定め、発注者に届出なければならない。

2 発注者は、委託業務責任者または運行管理者がその業務を実施するために不適当であると認められるときは、受注者にその者の変更を求めることができる。

(非常事態の措置)

第8条 受注者は、交通事故、災害、盗難その他の非常事態が発生したときは直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示を受け、又は協力して事態の解決にあたらなければならない。

(契約の解除)

第9条 発注者または受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができるものとする。

(1) 契約の相手方がこの契約に定める重大な事項に違反したとき。

(2) 契約の相手方がこの契約を履行することができないと認めたとき。

(3) この契約を継続しがたい特別の事情が生じたとき。

(交通事故に係る損害賠償等)

第10条 委託業務の実施につき、発生した交通事故により生じた損害の賠償は、発注者が責任者となってその責を負うものとする。ただし、発注者は受注者の責任に帰すべき部分がある場合においては、受注者に対し求償することができる。

(自動車損害賠償責任保険等の加入の義務)

第11条 発注者は、受注者が委託業務を遂行するため、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険および保険会社が行う自動車損害賠償責任保険の任意保険(対人、対物および車両)に加入するものとする。

(損害賠償)

第12条 第9条第1号または第2号の規定により、この契約が解除された場合においては、当該解除の事由を生じさせた者は、相手方にその損害を賠償しなければならない。

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を発注者に賠償しなければならない。

(1) 毎日の収納金額が利用者から收受した運賃の総額より不足したと認められるときは、当該不足額。

(2) 受注者が、バス運行料金を亡失したときは、当該亡失した額。

(3) 受注者が、第6条の規定によるバスを故意または過失により破損し、または滅失したときは、当該損害額。ただし、受注者の負担によりこれを修理し、または現状に回復した場合を除く。

(4) 前各号に定めるもののほか、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、当該損害額

2 前各号に定めるもののほか、受注者が委託業務の全部または一部を処理することができなかつたため、発注者に損害を与えたときは受注者は当該損害額を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第14条 受注者は、この契約により生ずる権利、または義務を第三者に譲渡してはならない。

(再委託の禁止)

第15条 受注者は、委託業務の全部、または一部を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。

(バス運行料金の保管責任等)

第16条 受注者は、委託業務の実施によって生じたバス運行料金を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(バス運行料金の払込み等)

第17条 受注者は、毎日のバス運行料金をその翌日の午前中までに、日曜祝祭日については、その翌日の午前中までに発注者の定める払込書によって、発注者の指定する銀行等に払い込むとともに、対象月分の日報に月報を添えて、発注者に提出しなければならない。

(契約の変更等)

第18条 発注者または受注者は、この契約条項を変更しようとするときは、書面をもって申し出るものとする。この場合においては、双方協議して変更することができる。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項、またはこの契約に疑義を生じたときは、その都度発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者、受注者それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 委託者 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号
香美市長 依光 晃一郎

受注者 受託者